

身体的拘束適正化指針

I 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 理念

① 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束はご利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。ご利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心、安全が確保されるように基本的な仕組みを作り、施設を運営し、身体的、精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

② 身体的拘束に該当する具体的な行為

- ・車いすやベッドなどに縛りつける
- ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける
- ・脱衣やおむつ外し等の行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ・行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

(2) 根拠となる法律

児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則です。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされること
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記三つの要件を全て満たすことが必要です。

II 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 身体的拘束適正化委員会の設置及び開催

身体拘束の防止に努める観点から、「身体拘束適正化検討委員会」（以下「委員会」という。）を組織します。なお、本委員会の統括責任者は管理者とし、児童発達支援管理責任者、児童指導員または保育士を「身体拘束防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とします。委員会は、年1回以上、定期的で開催し、検討及び協議します。

(2) 身体拘束適正化に関する責務等

身体拘束防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針に従い、身体拘束の適正化を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図るとともに日常的な身体拘束の適正化等の取り組みを推進します。また、責任者は身体拘束を発見しやすい立場にあることを自覚し、身体拘束の早期発見に努めなければなりません。身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームでの療育を行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(3) 委員会の構成

委員長：管理者 副委員長：児童発達支援管理責任者
メンバー：児童指導員または保育士

(4) 委員の役割

委員長：統括管理・統括責任者 副委員長：補佐
メンバー：家族等との連絡調整、記録

(5) 委員会の検討内容

- ・ 3要件の再確認
- ・ 身体的拘束の開始を検討する場合は、3要件の該当状況、代替案について検討
- ・ 身体的拘束が必要と判断した場合は家族等との意見調整の進め方を検討
- ・ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認、見直し
- ・ 今後の予定（研修・次回委員会）

(6) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切な作成、説明、保管するほか、委員会の結果について従業者に周知徹底します。

III 身体的拘束適正化のための研修に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権の尊重したサービスの励行を図り、職員教育を行います。

- ・ 定期的な教育・研修の実施
- ・ 新任者に対する身体的拘束廃止のための研修の実施
- ・ 研修会への参加や報告などの実施内容の保存

IV 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

当該利用者及び家族等に対して、十分な説明及び経過・解除の報告を遅滞なく行います。

V 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針（やむを得ず身体拘束を行う場合の対応）

やむを得ず身体的拘束を行う場合(緊急時の対応、注意事項)、本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急をやむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に沿って実施します。

(1) 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、①切迫性 ②非代替性 ③一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認します。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体的拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議します。上記三要件を満たし、身体的拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間」「期間」等について検討します。また、早期の段階で拘束解除にむけた取り組みの検討会を随時行います。

(2) 利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得ます。行動制限の同意書の説明をし、同意を得ます。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認、説明し、同意を得た上で実施します。

(3) 記録と再検討

記録専用の用紙を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知します。なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存します。

(4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告します。

VI ご利用者等に対する本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は本施設で使用するマニュアルとともに、すべての職員が閲覧可能とするほか、ご利用者やご家族も閲覧できるよう公開します。

附則 この指針は、令和6年2月1日より施行する。